

平成30・令和元年度
桶川市男女不平等苦情処理報告書
(平成30年10月～令和2年3月)

桶川市男女不平等苦情処理委員

この報告書は、桶川市男女共同参画推進条例（平成14年条例第13号）第22条第1項の規定に基づく男女不平等苦情処理委員による、市民等からの申出に対する処理に関する報告である。

はじめに

今年、国連の第4回世界女性会議（北京会議）から25年を迎えます。

この会議では、1992年リオ「環境サミット」、1993年ウィーン「世界人権会議」、1994年カイロ「世界人口開発会議」を継承した女性の人権保障に関する包括的内容を含んだ「北京行動綱領」が採択されました。国連は、「北京行動綱領」のレビューを各国政府に求め、今年9月の国連総会で公表されることになっています。

我が国においても、北京会議以降、男女共同参画社会基本法、DV法が制定され、最近では、刑法の改正など、女性の人権に関する前進がみられました。しかしながら、昨年暮れの世界経済フォーラムによれば、日本のジェンダーギャップ指数（GGI）は、世界154か国中121位という、過去最低の順位となっています。

このような状況の中で、桶川市においては、全国に先駆けて、2002年・（平成14年）4月に「桶川市男女共同参画推進条例」が施行され、同年7月にはこの条例に基づいて「男女不平等苦情処理機関」が設置されました。

その制度に基づき、今回、市民の方から、男女別の更衣室、さらには個人のプライバシーを守る設備や施設が設置されていない現状が訴えられました。

そこで、当委員が改めて全国および県内の実態を調査いたしました。その結果、内閣府では実態の把握がなされていない現状、さらに桶川市においては、小中学校11校中9校に更衣室が無いことが判明いたしました。

それを受けて、当委員は、「人権の視点から安心して着替えることのできる男女別更衣室は必要不可欠であるため、改善」されるよう平成31年3月29日に市教育委員会に対して助言をいたしました。

1年後、市教育委員会から、以下のような回答がありました。

「人権の視点から男女別更衣室が必要であり、現状十分な整備がされていないことについては認識しておりますが、限られた部屋数の中、特別教室を活用する等、各学校工夫して児童・生徒への配慮に取り組んでおります。」というものです。

具体的には男女別更衣室の無かった9校のうち5校が男女別更衣室を設置するという大きな改善が見られました。

また、教育委員会からは、「安心して着替えることの出来る環境の提供について十分配慮し、適切な運用を行うよう引き続き学校と共有を図っていきたいと考えております。」「全ての学校への男女別更衣室の設置については、校舎の改修に合わせて検討してまいります。」との報告がありました。

当委員は、今回の市教育委員会の積極的取組みを高く評価し、今後も引き続き改善が進められることを期待いたします。

さらに近年、国際的にも国内的にもLGBT等も含めたひとりひとりの人権（多様性）への認識が深まっていますので、個人の尊厳や人権を保障する視点から、男女別更衣室にとどまらず個人のプライバシーを尊重する視点から多目的なスペースの確保をはじめ教育環境全般の充実が図られることを望みます。

令和2年3月25日

桶川市男女不平等苦情処理委員

I 苦情処理委員

- 船橋 邦子 (世界女性会議ロビイングネットワーク北京JAC代表)
- 栗木 祥子 (弁護士)

II 合議、活動経過

月 日	会 議 等	事 項
平成30年 10月17日	苦情等申出書を受理	・ 市民から苦情等の申し出を受理
11月5日	平成30年度第1回 委員合議	・ 苦情処理機関の職務・苦情等申出書の確認
11月6日	市教育委員会へ ・ 調査開始通知書 ・ 説明等依頼書 を送付	・ 市教育委員会へ調査を行う旨と資料要求の通知を送付
平成31年 3月18日	申出者からのヒアリング 平成30年度第2回 委員合議	・ 申出者から申出の主旨等についてヒアリング ・ 提出された資料と、ヒアリング結果を基に協議 ・ 勧告等の内容の検討
3月29日	市教育委員会へ ・ 勧告等通知書を送付 申出者へ ・ 調査結果等通知書を送付	・ 市教育委員会へ「勧告等通知書(助言)」を送付 ・ 苦情申出者へ「調査結果通知書」を送付
令和2年 1月31日	市教育委員会から ・ 措置報告書の提出	・ 市教育委員会から「措置報告書」の提出
2月7日	令和元年度 第1回合議	・ 提出された措置報告書を基に協議 ・ 年次報告書の内容の検討

目 次

1	苦情の概要	1
	(1) 受付内容・処理状況一覧	1
	(2) 勧告等通知書・措置報告書	2
2	苦情処理委員の所感	7
3	参考資料	9
	(1) 桶川市男女共同参画推進条例	9
	(2) 桶川市男女共同参画推進条例施行規則	23

1 苦情の概要

(1) 受付内容・処理状況一覧

平成30年10月から令和2年3月まで

	事案	申 出 内 容	処 理 状 況
市の施策に関する苦情	1	学校に更衣室を整備早急に	<助言> 人権の視点から安心して着替えることのできる男女別更衣室は必要不可欠であるため、改善されるよう助言した。

(2) 勧告等通知書・措置報告書

様式第7号(第7条関係)

整理番号	30-1
------	------

勧告等通知書

第 5 号

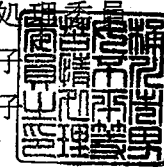
平成31年3月29日

桶川市教育委員会
教育長 岩田 泉 様

桶川市男女不平等苦情処理委員

船橋 邦子

栗木 祥子



平成30年11月16日付け第2号で調査開始の通知をした申出については、桶川市男女共同参画推進条例第23条第3号及び桶川市男女共同参画推進条例施行規則第7条の規定により、次のとおり勧告等(勧告、意見表明(助言))をします。

<p>申出の趣旨 (解決してほしいこと)</p>	<p>「学校に更衣室を整備早急に」について</p>
<p>勧告等の趣旨</p>	<p>人権の視点から安心して着替えることのできる男女別更衣室は必要不可欠であるため、改善されるよう助言します。</p>
<p>勧告等の内容</p>	<p>別紙のとおり</p>

別紙

(助言の内容)

今回の申出にあたり、男女別更衣室に関する市内小中学校のアンケート調査、また近隣の市や文部科学省にも実態の問い合わせを行った。文部科学省については平成18年の調査以降実態は把握されていない。

その結果、市内の全小学校、中学校では半数に更衣室が整備されていないことが明らかになった。ただし更衣室のないと回答があった学校も、小学校の高学年や中学校では男子は教室、女子は空き教室や特別室等を更衣室代わりに利用している。更衣室がある中学校においても体育着を制服の下に着用し、更衣室は利用していないことが多いとの回答だった。近隣市の回答や文部科学省の平成18年調査結果も、おおむね同様である。

しかしながら申出人の指摘する人権の視点から安心して着替えることの出来る男女別更衣室は必要不可欠であり、そのためには以下の点を改善されるよう助言する。

- 1 更衣室の利用は児童や生徒が自己決定することだが、利用したい場合利用できるという選択肢を広げるという視点から、更衣室は全ての学校において設置する必要がある。また小学校低学年においては全く更衣室や空き教室等の配慮がされていないが、小学校低学年においても人権尊重の視点からは、更衣室他その他の代替手段が採られるべきである。その際、安全で安心して着替えられる環境整備が優先されるべきである。

2 なお、今後、男女別更衣室だけではなくLGBTへの配慮も含め個人のプライバシーを可能な限り保護するという視点からの設置も検討することが望まれる。




様式第10号 (第10条関係)

措置報告書

令和2年1月31日

桶川市男女不平等苦情処理委員 様

桶川市教育委員会
教育長 岩田 泉



平成31年3月29日付け第5号により通知のありました勧告等に対しましては、次のとおり措置したので報告します。

勧告等の趣旨	人権の視点から安心して着替えることのできる男女別更衣室は必要不可欠であるため、改善されるよう助言します。
措置の状況及び内容	人権の視点から男女別更衣室が必要であり、現状十分な整備がされていないことについては認識しておりますが、限られた部屋数の中、特別教室を活用する等、各学校工夫して児童・生徒への配慮に取り組んでおります。 安心して着替えることのできる環境の提供について十分配慮し、適切な運用を行うよう引き続き学校と共有を図っていきたいと考えております。 また、全ての学校への男女別更衣室の設置については、校舎改修に合わせて検討してまいります。

市内の小中学校の更衣室の設置状況

	加納小	東小	桶小	朝日小	西小	日出谷小	川田谷小	加納中	東中	桶中	西中
更衣室の有無	無	無	無	有	有	無	有	有	有	有	有
有の場合、 使用学年 方法				1～6年生 男女別(水泳)、女子専用(体育)	5～6年生 体育・水泳・女子のみ学習ルームを更衣室として使用。男子は教室。		5～6年生 体育・水泳・健康診断 着替えが必要なときに女子が移動して替える	1～3年生 男女別 水泳	1～3年生 男女別 水泳、健康診断 特別教室等を更衣室として使用、更衣したものに付いては縫をにかけて管理	1～3年生 男女別 体育・水泳 更衣のために使用	1～3年 男女別 必要に応じて使用
無い場合、体育授業等の着替えは？											
部屋(場所) 教室、学習室		教室、児童会室	教室、空き教室(学習ルーム)			自学習、特別教室					
方法	1～3年生は男女とも各教室。4～6年生は男子が教室、女子が学年の学習室。	女子が児童会室を使用し着替えている	男女で教室を分ける			男子は自学習、女子は特別教室。男子が着替え終わり次第、女子が教室に入る。					
実施学年	1～6年生	6年生	4～6年生			4～6年生					
無い場合、水泳学習での着替えは？											
部屋(場所) 教室、学習室		教室、児童会室(6年生)	教室、空き教室(学習ルーム)			自学習、特別教室					
方法	1～3年生は男女とも各教室。4～6年生は男子が教室、女子が学年の学習室。	1組は女子、2組は男子というように分けて着替えている(3年生以上)。1～2年生は各教室。	男女で教室を分ける			男子は自学習、女子は特別教室。男子が着替え終わり次第、女子が教室に入る。					
実施学年	1～6年生	1～6年生	4～6年生			3～6年生					
無い場合、健康診断での着替えは？											
部屋(場所) 教室、学習室		教室、児童会室(6年生)	教室、空き教室(学習ルーム)			自学習、特別教室					
方法	1～3年生は男女とも各教室。4～6年生は男子が教室、女子が学年の学習室。		男女で教室を分ける			男子は自学習、女子は特別教室。男子が着替え終わり次第、女子が教室に入る。					
実施学年	1～6年生	1～6年生	4～6年生			4～6年生					
中学校のみ											
部活動での着替えは？											
部屋(場所)								各部活動場所、教室	教室、学年学習ルーム、補室	教室、更衣室、部室	各自の教室
方法								必要に応じて使用	必要に応じて使用	更衣のために使用	体操着を着用して登校しているのので制服を脱ぐ
日頃、体操着を着て登校しているか	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	はい

2 苦情処理委員の所感

「男女不平等苦情処理委員としての所感」

船 橋 邦 子

12年ぶりに市民から男女不平等についての苦情申出がありました。

「学校に更衣室を早急に整備してほしい」という趣旨の申出でした。

市内の小中学校にアンケート調査を実施したところ半数が設置されていないこと、男子は教室、女子は空き部屋を利用するなどの工夫をしていること、更衣室があっても体操着を制服の下に着用し利用していないことが多い、小学校低学年では空き教室の配慮も無いなどの実態が見えてきました。

誰もが安心して安全に着替えのできるスペース（更衣室）は、人権尊重の視点から無くてはならないものとして苦情処理委員として教育委員会に環境整備の必要性を助言いたしました。その結果、1年で大きな改善がなされたという報告をいただき、桶川市の本制度の大きな意義を改めて認識したところです。

平成14年に制定された桶川市男女共同参画推進条例、第4章で明文化された男女不平等苦情処理委員は先駆的な内容として全国からも注目されてきました。

日常生活のなかにある何気ない男女不平等や人権侵害について気づいた市民は誰でも苦情の申出が保障されているのです。

しかし、残念ながら市民の主体性・力を尊重し、信じた、この制度を市民のみなさまが十分に活用されてきたとはいえないようです。

今回の申出を契機に、市民のみなさまが積極的に本制度を使い、性差別のない、人としての尊厳が侵されることのない桶川市のまちづくりにコミットしていかれることを心から期待しています。

「男女不平等苦情処理委員としての所感」

栗 木 祥 子

私が委員になって4年が経とうとしています。

今回の苦情申出（以下「本件申出」といいます。）は、私が同委員に就任してから、初めて委員として扱った事案となりました。

私にとって、委員に就任して以降、本件申出が平成30年10月になされるまでは、桶川市が条例で定めている本制度が使われる具体的なイメージについて、過去の苦情申出事例を参考にするしかなかったというのが正直なところですが、委員として本件申出の処理に関わったことで、思い出したことや気づかされたことがいくつかあります。

私自身、本件申出の内容とは少し異なりますが、小中学校を過ごした時代に、特段の合理性もなく男女別の体操着の着用を義務付けられていたことに漠然と不満を抱いていたことを思い出しました。現代では多くの小中学校で、男女が同じ体操着を着用していることにかんがみると、男女別体操着に不満の声が多いという背景があったのではないかと思います。

しかし、私自身、上記エピソードを思い出すと同時に、痛感することがあります。それは、「市民としての大人が、児童の思いや意見に寄り添った上で、権利行使をしていかなければいけない。これが大人の責務である。」ということです。当時の私の具体的行動を思い出すことはできませんが、一般的に、小中学生である子供は、その漠然とした不満を行動に結びつけることが、能力的にも制度的にも出来ないといえるでしょう。

本件申出には、あらためてそのこと（最終的には、大人が制度や慣習を変えていく行動や権利行使をしなくてはならないこと）を実感させられました。また、今後は、桶川市の本制度がますます市民に認識され、活用の機会が広がることを期待しています。

○桶川市男女共同参画推進条例

平成14年3月28日

条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第20条）

第3章 具体的施策（第21条）

第4章 男女不平等苦情処理委員（第22条—第25条）

第5章 桶川市男女共同参画審議会（第26条—第33条）

第6章 補則（第34条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、昭和50年の国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して様々な取組がされてきた。とりわけ、昭和54年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択以後、国内及び県内においても男女平等のための法整備が進められてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度及び慣行は依然として根強く残っており、社会の様々な分野での男女間の格差がみられ、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

我が桶川市においても、女性の労働環境が必ずしも充分ではなく、出産又は子育て期に仕事を断念する状況がみられる。家庭内、とりわけ、多世代同居の家庭においては、家事その他の活動や意思決定の際に、必ずしも男女が対等でない傾向も多くみられる。

新たな千年紀を迎えた今、私たちは、「平等・開発・平和」が最も求め

られており、戦争をはじめとしたあらゆる暴力の解消なしには、男女平等はありえないという共通の認識を持つべきである。社会問題化しているドメスティック・バイオレンスをはじめとするあらゆる暴力の解消と世界の平和を実現するためにも、男女が互いの人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることが重要である。

桶川市は、平成10年12月に、自立と平等を基本理念とし、男女共同参画都市宣言をした。私たちは、この宣言を実効性あるものにし、日常生活において実質的な男女平等を実現し、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、自立と平等を基調とした男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する営利を目的とした法人又は個人若しくは営利を目的としない団体をいう。

(4) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ形成されてきた性別をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(7) 性と生殖に関する健康と権利 身体に妊娠、出産等の仕組みを有する女性が、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること並びに妊娠、出産等の自己決定の権利をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、様々な場面で男女双方の生き方及び男女の社会における活動の自由な選択を制約していることに配慮し、男女共同参画の視点に立って社会制度及び慣行を見直すとともに、意識の改革を行わなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組が我が国の男女共同参画の施策を促してきた経緯にかんがみ、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきたドメスティック・バイオレンスが社会構造的なものであり、その根絶のためには社会的取組が必要であるとの認識の下に、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることを旨として、行われなければならない。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現に当たり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において目指すべき姿

ア ジェンダーにとらわれることなく、男女が、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらをお互いに認め合い、家事、子育て及び介護を担い合う家庭

イ ドメスティック・バイオレンスのない安全で平和な家庭

ウ 性と生殖に関する健康と権利の確立によって、女性の基本的な人権が保障される家庭

エ 経済的な事柄を含む重要な事柄についての意思決定に、男女が対等に参画し、決定する家庭

(2) 地域において目指すべき姿

ア 男女が、対等に地域の諸活動において、企画立案と決定に参画し、ジェンダーにとらわれない地域

イ 女性が積極的に参画し、リーダーシップが発揮できる地域

ウ 男女が、男女共同参画社会について学習し、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶に取り組む地域

(3) 職場において目指すべき姿

ア 採用、賃金、昇進、教育、配置等に関して、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別及び格差がなくなり、個人の能力と個性が発揮される職場

イ セクシュアル・ハラスメントがなくなり、男女それぞれの人格を認め合って安心して働ける職場

ウ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動等に参加しやすい職場

エ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場

オ 性と生殖に関する健康と権利が尊重される職場

カ 管理職の男女比が均衡し、企画立案及び決定においても男女の対等な参画が進む職場

(4) 行政において目指すべき姿

ア あらゆる行政施策にジェンダーの視点からの点検が行われ、積極的格差是正措置への取組を促す施策が行われる行政

イ 附属機関等の女性委員又は男性委員の占める割合が均衡する行政

(5) 学校において目指すべき姿

ア 男女平等が促進されるよう、児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性及び人権を大切にする学校

イ セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶のための学習が男女の区別なく進められている学校

ウ ジェンダーにとらわれることなく、校内での諸活動の役割分担が行われ、進学、就職等において、子どもの権利を尊重し、個人の能力や適性を考慮した選択が行われる学校

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、前条第4号に定める行政の目指すべき姿を念頭に、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備と環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、第4章に規定する男女不平等苦情処理委員による助言、是正の要望等がなされた場合には、速やかにこれを受け入れるように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いを行

ってはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第5章に規定する桶川市男女共同参画審議会に諮問し、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(法制上の措置等)

第12条 市は、男女共同参画社会の実現に関する施策を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、政策全般を専ら統括し、総合調整機能を持つ体制を整備するものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、及び市民による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第15条 市は、男女共同参画の推進のため、人事管理、組織運営及び政策決定の機会において、積極的格差是正措置を講じ、率先して男女共同参画の実現に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関等の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的格差是正措置を講じ、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(連携体制)

第18条 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(事業者への支援)

第19条 市は、事業者（営利を目的とした法人又は個人を除く。）が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報及び活動の場の提供、財政上の支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際会議の成果の反映)

第20条 市は、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに配慮し、国際会議の成果を市の施策に生かすように努めるものとする。

第3章 具体的施策

(具体的施策)

第21条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- (2) 雇用の分野において、男女共同参画の取組を普及させるため、事業者に対し、適切な指導を行うとともに、男女共同参画の取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- (3) 起業及び自営業における女性の能力開発に必要な支援を行うこと。
- (4) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うこと。
- (5) 性と生殖に関する健康と権利を守るため、情報の提供、啓発及び学習機会の充実を図ること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメン

トの根絶に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援及び救済を行うこと。

第4章 男女不平等苦情処理委員

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「市民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女不平等苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第23条 苦情処理委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前条第1項の施策を行う機関(以下「機関」という。)に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、調査すること。

(2) 前号の調査を行う場合、必要があると認めるときは、当該機関に出席を求め、事情を聴くこと。

(3) 前2号の調査の結果、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(4) 前号の勧告等が行われた場合において、当該機関に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められると

きは、その旨を公表すること。

- (5) 前条第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要に応じて、出席を求めて事情を聴き、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

(定数等)

第24条 苦情処理委員の定数は、2人とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、1人は、女性としなければならない。

2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

6 市長は、苦情処理委員がその職務遂行上に必要があると認めた場合、苦情処理委員の職務を補助する者を置くことができる。

(責務)

第25条 苦情処理委員及び補助する者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5章 桶川市男女共同参画審議会

(設置)

第26条 市長は、男女共同参画を推進するため、桶川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

(組織)

第28条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 女性委員の数は、当分の間、委員の総数の3分の2以上とする。

3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するように努めるものとする。

(平成17条例10・一部改正)

(委員)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め

て、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることがで

きる。

(庶務)

第 3 3 条 審議会の庶務は、企画財政部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成 1 5 条例 2 3 ・平成 2 1 条例 2 1 ・平成 2 5 条例 3 6 ・一部改正)

第 6 章 補則

(委任)

第 3 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(桶川市女性政策協議会条例の廃止)

- 2 桶川市女性政策協議会条例(平成 1 0 年桶川市条例第 1 号)は、廃止する。

附 則(平成 1 5 年条例第 2 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 7 年条例第 1 0 号)抄

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (7) まで 略

(8) 第 1 2 条の改正 平成 1 8 年 6 月 1 日

附 則(平成 2 1 年条例第 2 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 3 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

○桶川市男女共同参画推進条例施行規則

平成14年7月1日
規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、桶川市男女共同参画推進条例（平成14年桶川市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の執行)

第2条 条例第22条第1項に規定する男女不平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

2 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

- (1) 職務の執行の方針に関する事。
- (2) 職務の執行の計画に関する事。
- (3) その他苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項に関する事。

(申出の方式)

第3条 条例第22条第2項の規定による申出（以下この条、次条第1項、同条第3項、第5条、第6条及び第11条において「申出」という。）は、苦情等申出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書きの規定により口頭の申出があったときは、苦情処理委員又は補助する者は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第4条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、条例第22条第2項の人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 苦情処理委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情等申出に係る通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第5条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う市の機関（以下「機関」という。）又は関係者に対し、調査開始通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 苦情処理委員は、条例第23条第1号の規定により、機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその

写しの提出を求めるとき、又は同条第5号の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第6条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、条例第23条第3号の勧告等、第4号の公表又は第5号の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第23条第3号の勧告等、第4号の公表又は同条第5号の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした機関又は関係者に対し、調査終了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（勧告等）

第7条 条例第23条の第3号の勧告等は、勧告等通知書（様式第7号）により行うものとする。

（公表）

第8条 条例第23条4号の規定による公表の方法は、桶川市公告式条例（昭和30年桶川市条例第1号）に規定する掲示場への掲示及び広報おけがわへの登載によるものとする。

（助言、是正の要望等）

第9条 苦情処理委員は、条例第23条第5号の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、助言書（様式第8号）により交付するものとする。

2 条例第23条第5号の是正の要望等は、是正の要望等通知書（様式第

9号) により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 苦情処理委員は、条例第23条第3号の勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて、措置報告書(様式第10号)により報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況の報告等)

第11条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、条例第24条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。